

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月29日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第17号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（昭和45年香川県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
支給地域	級地	支給割合	支給地域	級地	支給割合
略			略		
宮城県多賀城市	5級地	略	宮城県多賀城市	5級地	略
広島県広島市		<u>100分の10</u>			
宮城県仙台市	略		宮城県仙台市	略	
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。